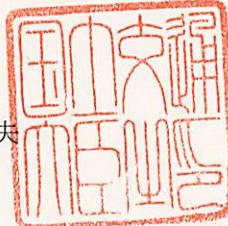


国住街第40号  
令和6年6月27日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所 弁護士 山中 理司 殿

国土交通大臣 斎藤 鉄夫



令和6年6月17日付けで請求され、同月20日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- ①共同住宅及び寄宿舎は建築可能な用途から除外されているものの、グループホームは建築可能な用途に含めている建築協定の協定書（現在有効なものに限る。）
- ②建築協定の目的となっている土地の区域が点在している場合、一定の区域とは認められない結果、建築基準法73条1項2号に規定する「建築基準法第69条の目的に合致するものであること」とは認められなくなるという取扱いが書いてある国土交通省作成の文書
- ③令和元年度以降につき、建築協定認可申請に対する不認可の件数を年度ごとにとりまとめた文書

2 不開示とした理由

当該請求に係る行政文書は、作成・取得をしておらず、不存在。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局市街地建築課  
大臣官房総務課公文書監理・情報公開室

東京都千代田区霞が関2-1-3  
TEL: 03-5253-8111 (代表)

日本郵便  
NIIPPON

00084

0004700  
2BAF76D PB1303501



第二霞ヶ関

〒 530-0047

大阪府大阪市北区西天満4丁目7番3号

冠山ビル2・3階

林弘法律事務所

弁護士

山中 理司

様



国土交通省

大臣官房総務課

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

<http://www.mlit.go.jp>

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話 03-5253-8111(代表)

この封筒は再生紙を使用しています